

就業規則がないので、有給休暇が何日とれるのか分らないのですが・・・

少人数の職場では就業規則の作成が義務づけられていません。そのため就業規則がないところも少なくありません。

しかし、就業規則の作成義務がなくても、労働基準法15条にもとづき、労働条件については書面で明示しなければならず、有給休暇もそのひとつです。

したがって、弁護士は事務職員に対して有給休暇が何日あるのかきちんと分るようにしておかなければなりません。

しかし、実際にはそのようなことをきちんと説明していない職場もあります。

そのような場合でも、労働基準法は10日以上の有給休暇が取れるよう次のように定めています。

継続勤務年数	取得できる有給休暇
6ヶ月以上1年6ヶ月未満	10日
1年6ヶ月以上2年6ヶ月未満	11日
2年6ヶ月以上3年6ヶ月未満	12日
3年6ヶ月以上4年6ヶ月未満	14日
4年6ヶ月以上5年6ヶ月未満	16日
5年6ヶ月以上6年6ヶ月未満	18日
6年6ヶ月以上	20日

あなたの職場に有給休暇の規定などがなくても、少なくともこれだけの有給休暇を取ることができるということです。

なお、パートやアルバイトの人でも有給休暇を取ることができます。

取得できる日数は週の労働日数によって次のように定められています。

週労働日数	年間労働日数	勤続年数						
		6ヶ月以上	1年6ヶ月以上	2年6ヶ月以上	3年6ヶ月以上	4年6ヶ月以上	5年6ヶ月以上	6年6ヶ月以上
4日	169～216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	121～168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	73～120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	48～72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

有給休暇を取得する場合は原則として事前に雇用主に届出をします。

有給休暇の届出をしたときに、雇用主から「うちの事務所には有給休暇はない」などと言われて有休が取れないようなときは組合にご相談ください。